

湖周行政事務組合ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書の訂正  
について

湖周行政事務組合事務局

方法書 p 7 の記載に誤りがありましたので、別紙のとおり訂正します。

### 3)計画値

「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画」（平成 21 年 3 月）では、公害防止基準を設定しており、これを計画値とする。項目ごとの計画値は表 1.6.4～表 1.6.9 に示すとおりである。

表 1.6.4 排ガスに関する計画値

項目	計画値	法規制値（許容限度）等
ばいじん量	0.01 g/Nm <sup>3</sup> 以下	0.04 g/Nm <sup>3</sup> 以下
いおう酸化物	30 ppm 以下	K 値 14.5
塩化水素	50 ppm 以下	700mg/Nm <sup>3</sup> (430ppm) 以下
窒素酸化物	100 ppm 以下	250 ppm 以下

注 1) ばいじん、いおう酸化物、塩化水素及び窒素酸化物の計画値及び法規制値（許容限度）は酸素濃度 12%換算（乾き）。

注 2) 法規制値（許容限度）等の根拠は以下のとおり。

ばいじん：大気汚染防止法施行規則第 4 条別表第 2

いおう酸化物：大気汚染防止法施行規則第 3 条

塩化水素：大気汚染防止法施行規則第 5 条別表第 3

窒素酸化物：大気汚染防止法施行規則第 5 条別表第 3 の 2

表 1.6.5 ダイオキシン類に関する計画値

項目	計画値	法規制値
大気排出ガス	± 0.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	± 0.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下
スラグ等	3 ng-TEQ/g 以下	3 ng-TEQ/g 以下
溶融飛灰	3 ng-TEQ/g 以下	3 ng-TEQ/g 以下
総量	5 μg-TEQ/t-ごみ以下	—

注 1) 法規制値の根拠は以下のとおり。

大気：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第 1（60t/日×2 炉の場合）

スラグ等、溶融飛灰：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）

注 2) 大気計画値及び法規制値は、処理規模 120t/日で 2 炉構成とした場合の 1 炉当りの値。

注 3) 総量には規制はなく、計画値は目標値として設定したもの。

表 1.6.6 騒音に関する計画値

時間の区分	計画値（敷地境界）	法規制値
昼間（午前 8 時～午後 6 時）	50 60dB 以下	—
朝夕（午前 6 時～午前 8 時、 午後 6 時～午後 9 時）	45 50dB 以下	—
夜間（午後 9 時～午前 6 時）	45 50dB 以下	—

注 1) 騒音規制法における特定工場において発生する騒音の規制基準（第 1 種区域、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 50 年 2 月 27 日県告示第 97 号））を参考に設定。環境基本法に基づく騒音に係る環境基準（C 類型（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号））を参考に設定。

注 2) 事業計画地は騒音規制法の区域の区分に該当しないため、特定工場に係る騒音の規制は適用されない。事業計画地は騒音に係る環境基準の地域の類型に該当しないため、騒音に係る環境基準は適用されない。

表 1.6.7 振動に関する計画値

時間の区分	計画値（敷地境界）	法規制値
昼間（午前 7 時～午後 7 時）	65dB 以下	—
夜間（午後 7 時～午前 7 時）	60dB 以下	—

注 1) 振動規制法における特定工場において発生する振動の規制基準（第 1 種区域、特定工場において発生する振動の規制に関する基準（昭和 52 年県告示第 683 号））を参考に設定。

注 2) 事業計画地は振動規制法の区域の区分に該当しないため、特定工場に係る振動の規制は適用されない。